

1. 日 時 平成 30 年 1 月 26 日（金）午後 6 時 00 分～午後 8 時 00 分

2. 出席者

豊泉会長、白川副会長、和田委員、峰岸委員、稲葉委員、小坂委員、坂本委員、
太田委員、内野委員

3. 辞令交付

第 21 期の文化財保護審議会委員にご就任いただいた委員各位へ辞令を交付。
各委員よりご挨拶。

4. 正・副会長の選出

委員の互選により、豊泉委員を会長に、白川委員を副会長に選出。
他委員同意。

5. 報 告

1) 事業報告及び事業予定について

事務局より平成 29 年 10 月以降の実施事業等の報告及び以降の事業予定に
ついて資料にそって説明。

2) 埋蔵文化財の調査について

事務局より「埋蔵文化財調査報告」にそって説明。

6. 議 題

1) 市指定文化財の指定について

事務局：前回配布の文化財調査票から、所在が不確かな調査票を外している。
今後、指定の前段として改めて所蔵調査を行う予定である。

委員：今回配布の調査票のものは、保存されているということでよいか。

事務局：現状保存されているが、特に記念物関係は今後相続等が発生した場合
は不確かな現状です。

委員：流動性があるということで、急遽の対応となる状況が出てくる可能性もあるだろう。

事務局：文化財の指定に際しでは所有者の同意が必要で、指定を受けるメリット・デメリットを考慮される場合もあり、すぐに同意いただけるとは限らない。

委員：No. 6の松の木は天然記念物に指定されているのか。

事務局：指定されていない。現在は、植物の天然記念物指定については老樹、銘木というだけでなく、地域の歴史との関係や保全、保護活動も考慮されて指定される傾向にある。江戸時代末期に鈴木平九郎が作庭で植えられたものということで歴史的な係りは深いですが、古来から植生する天然木でもない。

委員：年を経ている割に幹が細いが。

委員：このような多行松（たぎょうしょう）は盆栽的に育てていくので幹はそれ程太くならない。

委員：砂川地域等でも古い建築物や屋敷林等が減っている。相続等が生じた場合の屋敷林の保護状況等については何等かの保存措置の検討をしておく必要があるだろう。

委員：文化財調査票の文化財をのいつまでに指定ということではなく、様々な状況の中で、これら候補があるということで、継続審議としたい。

2) 市指定史跡「柴崎分水」の保存管理基準及び、現状変更許可申請について事務局より「立川市指定史跡『柴崎分水』保存管理基準<平成15年4月施工>について」にそって、設定地区の考え方や現況等説明。

現状変更申請箇所はC地区に該当。水路上重要な場所ではあるが、近隣の方の安全に配慮する必要がある、条件を付して許可した経緯、経過を報告。

委員：申請箇所は組頭、鷹場役人等の屋敷地だったところ。しかし、現状一

部コンクリート擁壁等もあり、景観的には見に来る人はほとんどいない場所である。

委員：水利組合はないのか。

委員：形態としてあつたらうが、現状全く機能していない。

委員：現状変更を許可したA地区の進捗状況は。

事務局：水路にかかる部分の着工は未だであるが、隣接する塀を撤去した際用水の水が敷地内に溢れ、急遽補修対応した。法面の裏側から工事が可能だったため玉石等そのままに維持出来たが、同様のケースで施工するだけのスペースがない箇所では、石積みする技術や施工者もいないため今後はコンクリート擁壁に変更する可能性がある。

委員：基準等を改めて考えるのであれば、法面等含め現状の調査が必要。現状変更も、基本方針を定める必要がある。どのような対応が可能かを決めないと、ケース・バイ・ケースで対応していくのでは維持することはできない。

7. その他

1) 国登録有形文化財（建造物）登録手続きについて

事務局：当該建物は、現在店舗として営業されており、登録有形文化財建造物制度に関する公開活用については既になされているとの見解。

登録申請に際し、当審議会に諮り、意見等を附帯することもありますので、ご承知おきいただきたい。

2) 収蔵施設の状況について

事務局より「立川市文化財収蔵施設の状況（展示資料を除く）」にそって、説明。

委員：近隣市町村等、地域として共通の民具等を個別に保存するのでは物理的に困難になる。

委員：民具は壊れていってしまう。特色のあるものを残していくことも必要。

委員：選別するならば基準の具体性が必要。廃棄するにしてもリストを適切に作成すればよい。保存していくことが文化財保護の本来の役割であると考えるのであれば、収蔵場所確保の問題があろうと保存する。積極的な対応を望みたい。

次回開催予定：平成30年4月27日（金）午後5時30分～